おもいやり駐車場制度(利用対象の拡充)について

1 概要

- 県内の商業施設や病院等に設置された「身体障がい者用駐車場等」の適正利用のため、<u>障がい者や高齢者、妊産婦など歩行が困難と認められる方に対して県内共通の利用証を交付</u>し、当該駐車場の設置事業所等の協力を得ながら、本当に必要な方の駐車スペースの確保を図る。
- 協力施設は 1,202、制度対象区画数は 3,105 (R7.7.15 現在)。

2 事業内容

- (1) 利用証について
 - ①赤色(車いす利用者)②緑色(障がい者、要介護者等)
 - ③オレンジ色(妊産婦、けが人等)
- (2) 利用証の交付基準

他自治体の実施状況等踏まえ、R7.4月より、以下のとおり交付基準の一部緩和、利用期間の延長を実施。

	改正前 改正後		
肢体不自由 (下肢)	4級以上	6級以上	
肢体不自由 (体幹)	3級以上	5級以上	
難病患者	特定医療費(指定難病)受	左記に加え、	
	給者証又は特定疾病医療受	難病の患者に対する医療等	
	給者(児童の場合は小児慢	に関する法律第28条第2項	
	性特定疾病医療受給者)	に基づく「登録者証」の交	
		付を受けた者	
妊産婦 (多胎児)	産前4月~産後3月	産前4月~産後18月	

(3) 申請受付窓口

県(障がい福祉課、福祉こどもセンター、保健所)及び市町村

(4) 全国での相互利用

同様の制度を運用する全国 43 府県で、利用証の相互利用が可能。

- 3 制度の円滑・適正な運用のために
 - 〇 「おもいやり駐車場制度」は、一人ひとりの「おもいやりの心」を基本 として運用している。
 - 制度の趣旨を幅広く継続的に普及・啓発することにより、<u>制度対象区画の拡大</u>(協力施設の新規開拓)や<u>不正利用の抑止</u>を図り、駐車スペースの さらなる確保につなげる必要がある。

おもいやり駐車場 利用証交付基準

おもいやり駐車場 利用証交付基準				
区分		交付基準	有効期限	
視覚障がい		4級以上		
平衡機能障がい		5級以上		
肢体不自由	上肢	2級以上		
	下肢	4級⇒6級以上		
	体幹	3級⇒5級以上		
乳幼児期以前の非進行 性の脳病変による運動 機能障がい	上肢機能	2級以上		
	移動機能	6級以上		
内部障がい	心臓機能障がい		交付基準に該当しな くなるまで	
	じん臓機能障がい			
	呼吸器機能障がい			
	ぼうこう又は直腸の機能障 がい	4級以上		
	小腸機能障がい			
	ヒト免疫不全ウイルスによ る免疫機能障がい			
	肝臓機能障がい			
知的障がい者		療育手帳の障がい程度欄が 「A」		
精神障がい者		精神障害者保健福祉手帳の障が い等級が「1級」		
高齢者		介護保険の要介護状態区分が 「要介護2」以上		
難病患者		特定医療費(指定難病)受給者 又は特定疾患医療受給者(児童 の場合は小児慢性特定疾病医療 受給者)、難病の患者に対す る医療等に関する法律(平成 26年法律第50号)第28条第2 項に基づく「登録者証」を交 付された者		
妊産婦	単胎児	産前4月~産後3月		
	多胎児(双子以上)	産前4月~産後3月 <mark>⇒18月</mark>		
けが人等		けが、病気により車いす、杖を 使用する方等 (上記の障がい区 分ごとの対象等級に該当しない 場合も、歩行困難であることが 確認できれば対象となる)	1年以内の必要な期 間	